

各位

会社名 メタウォーター株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山口 賢二  
(コード番号：9551 東証プライム)  
問合せ先 経営企画室長 西村 新吾  
(TEL. 03-6853-7317)

## 当社のコーポレート・ガバナンス強化（流通株式の拡大）を目的とする 株式需給緩衝信託<sup>®</sup>の設定に関するお知らせ

当社は、2022年11月29日開催の取締役会において、当社のコーポレート・ガバナンス強化（流通株式の拡大）を目的とする株式需給緩衝信託<sup>®</sup>（以下「本信託」という。）の設定を決議しましたので、お知らせします。

### 1. 本信託の目的および背景

当社グループは、地球温暖化等の環境課題、人権課題等の社会課題および当社グループを取り巻く事業環境における課題等に対して、企業理念である「続ける。続くために。」の実践を通じて、持続可能な環境・社会の実現に向けて取り組み、中長期的な企業価値の向上に向けて、最良のコーポレート・ガバナンスを実現し、社会と共に持続可能な企業を目指しています。そのために当社グループでは、株主の多様化を推進することで、経営の透明性を高め、監督機能を強化させることを重要課題としています。

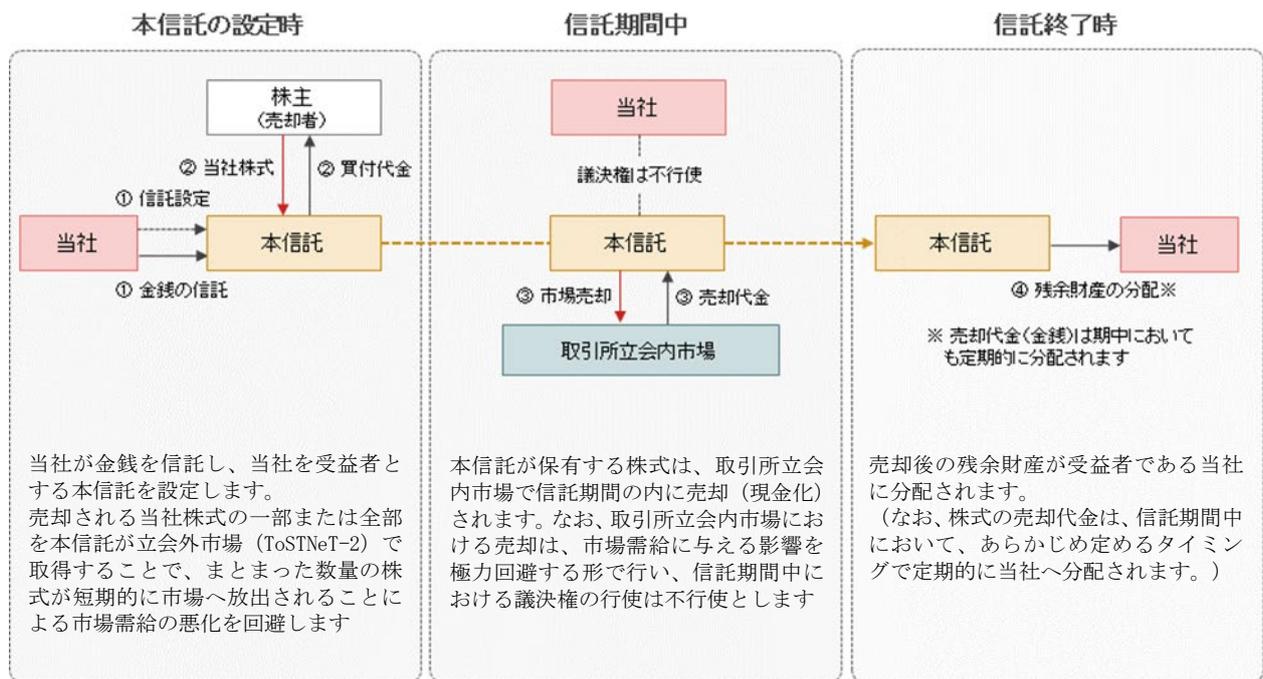
当社はこの方針のもと、2022年9月30日現在、当社上場株式数に対して45.69%である当社流通株式の拡大を図るため、当社の大株主であり、その他の関係会社である日本碍子株式会社（2022年9月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く）に対する保有割合24.36%）および富士電機株式会社（2022年9月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く）に対する保有割合24.32%）に対して、その保有する当社株式の一部売却（以下「本株式売却」という。）を要請したところ応諾を得ました。しかしながら、現在の当社株式の市場流動性を鑑みた場合、本株式売却による市場需給への影響を極力回避するためには、日々の売却数量（売却の市場参加率）を抑制し、十分に時間をかけた売却が不可欠です。当社はこれを踏まえ、さまざまな株式売却手法を検討した結果、本信託を活用し、当社として本株式売却による市場需給への影響を可能な限り軽減させることが、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適うものと判断しました。

### 2. 本信託の概要

本信託は、当社のコーポレート・ガバナンス強化（流通株式の拡大）を目的として複数の株主から売却される当社株式を念頭に、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の立会外終値取引（ToSTNeT-2）により当社株式を取得し、その後、当社株式の市場需給に与える影響を極力回避する方法で当社株式を売却します。本信託が取得した当社株式は信託期間の内に売却され、売却代金はあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配されます。

当社は、本信託が保有する当社株式の法的性質等を考慮し、会計処理において投資有価証券としての扱いを想定しており、当社株式の取得価格（付随費用の金額を含む）と時価との差額を連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」として計上し、本信託において株価上昇により処分差益が生じた場合は「投資有価証券売却益」、株価下落により処分差損が生じた場合は「投資有価証券売却損」として連結損益計算書に計上する予定ですが、具体的な会計処理については協議中であり確定しておりません。

なお、本信託による当社株式の売却状況については月次の頻度で開示する予定です。



本信託による当社株式の取得 (以下「本取得」という。) ならびに本取得株式の保有および売却においては、自己株式にかかる諸規制 (会社法第 155 条乃至第 160 条、第 165 条、第 461 条等) の主旨・目的および本信託の内容を勘案し、必要と考えられる規制に対応した形で行われるものとしています。

#### 【本信託のメリット・特徴】

- ① 立会内市場での売却により流通株式の拡大が期待できることから、株主の多様化を通じて当社コーポレート・ガバナンスの強化が期待できる。
- ② 日々の売却数量 (売却の市場参加率) を抑制し、十分な時間をかけて売却していくことで、当社株式の市場流動性の向上および株式売却による市場需給への影響の軽減が期待できる。
- ③ 複数の大株主による当社株式の売却に対し、各株主による市場売却の重複を避けるとともに、市場需給に与える影響を極力回避する方法で売却していくことが可能となる。
- ④ 本信託による当社株式の取得においては、今回売却に応じていただける大株主のみならず、他の株主にも売却できる機会が確保されており、売却機会の平等性が確保されている。
- ⑤ 信託期間中の株価推移 (株価上昇) によっては当社が拠出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差益が生じる可能性がある。

#### 【本信託のデメリット・留意点】

- ① 取引所立会内市場における売却により、当社株式の市場需給に対し、本信託による当社株式の売却が完了するまでの間、継続的な影響が生じる可能性がある。
- ② 信託期間中の株価推移 (株価下落) によっては当社が拠出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差損 (ただし、当社が拠出する取得資金が限度となる) が生じる可能性があり、相応の金額となる可能性がある。また当該処分差損がさらなる株価下落の要因となる可能性がある。

### 3. 本信託の内容

- (1) 委託者 : 当社
- (2) 受託者 : 野村信託銀行株式会社
- (3) 受益者 : 当社
- (4) 議決権行使 : 本信託内にある当社株式については議決権を行使しないものとする
- (5) 配当金等の取扱い : 本信託内にある当社株式に対しては配当金等が支払われない、又はそれと同様の取扱いとする

- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託  
(7) 信託契約日 : 2022年11月29日  
(8) 信託の期間 : 2022年11月29日(予定)～2023年11月30日(予定)  
(9) 信託の目的 : 当社のコーポレート・ガバナンス強化(流通株式の拡大)を目的として複数の株主から売却される当社株式を念頭に、当該売却による当社株式の市場需給の悪化を軽減させること

#### 4. 本信託による当社株式の取得

- (1) 取得株式の種類 : 当社普通株式  
(2) 取得する株数(上限) : 3,300,000株(発行済株式総数(自己株式除く)に対する割合7.57%)  
(3) 株式の取得価額の総額(上限) : 6,600,000,000円(含む立会外終値取引に関する手数料)  
(4) 株式の取得時期 : 2022年11月30日(予定)～2022年12月7日(予定)  
(5) 株式の取得方法 : 東京証券取引所における立会外終値取引(ToSTNeT-2)による取得  
(6) 株式の取得価格 : 株式取得日の前営業日の終値  
(7) 株式取得日 : 株式取得日の前営業日に開示予定  
(8) 本取得の停止条件 : 本取得により本信託の目的の遂行が合理的に見込まれること  
(9) 取得および信託のために拠出する資金 : 6,600,000,000円

#### 5. 本信託における当社株式の売却方法

本信託における当社株式の売却は、取引所立会内市場取引により行われ、当該売却代金は当社が受領します。なお、信託期間における具体的な売却の執行は、予め信託契約に定められた執行方針に基づいて行われ、当社が指図することはありません。

##### <取引所立会内市場取引における執行方針の概要>

- ・売却時期の分散に配慮しつつ、信託期間の内に売却を完了させることを目標とする。なお、当初信託期間満了日までに信託財産に属する当社株式が残存する場合には、本信託の満了日は2024年11月30日に変更される。
- ・毎営業日における売却株数は、当日の株価基調等も勘案し、概ね10%程度を市場出来高に対する売却株数の割合となるよう努める。
- ・原則として売却注文は指値注文によるものとし、成行き注文による発注は行わない。
- ・株式市場の状況に応じて、一定の範囲内で売却ペースの調整を行うことがある。特に、株価が著しく下落する局面においては売却の一時停止を行うことがある。
- ・金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合は、上記にかかわらず速やかに売却を完了させる。

#### 6. 当社業績に与える影響について

本信託の実施による当社業績に与える影響については精査中です。なお、2023年3月期第3四半期末までに実施される株式の取得および売却と残存する株式の評価等による当社業績に与える影響については、2023年3月期第3四半期決算発表までに判明次第お知らせします。

(ご参考)

※ 株式需給緩衝信託<sup>®</sup>は野村証券株式会社の登録商標です。

以上